

国の動向（こども家庭庁令和 7 年度 保育関係予算概算要求の概要（抜粋））

《受け皿整備等》

■保育所等改修費等支援事業【拡充・見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業⑥乳児等通園支援事業実施事業所改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助割合】 ①～④、⑥（私立の場合） 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合（*）は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤、⑥（公立の場合） 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合（*）は、国:2/3、市区町村:1/3

*要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

《事項要求》資材高騰などの原油価格・物価高騰対策

《保育の質の向上》

■地域における保育の質の向上の体制整備調査研究（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

【事業内容】 都道府県等から 3 年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

※ 中核的機能の例：保育指導職の配置、幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

※ 想定される取組の例：地域の課題を踏まえた独自の研修の実施、公開保育による交流の機会の創出、公立園の拠点化、法人をまたぐ施設間の職員の交流等

【実施主体】 都道府県、指定都市・中核市、10 万人程度以上の市町村（計 6 箇所程度）

【委託基準額】 都道府県等 1 か所当たり 800 万円程度